最終更新日：2021年7月5日
飛島建設株式会社
代表取締役社長　乗京正弘
問合せ先：企画本部経営企画部　TEL:03-6455-8314
証券コード：1805
http://www.tobishima.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営環境・社会環境の変化に迅速且つ的確に対応すべく、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、経営の効率性、健全性及び透明性の向上に努め、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に取り組んでおります。

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、適切な権利行使のための環境整備を行っております。

また、株主の実質的な平等性を確保すべく、体制の整備に努めております。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めております。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報及び非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組んでおります。

(4)取締役会等の責務

当社は、監査役会設置会社として、業務執行機能と監督機能のバランスを備えた機関設計を志向し、経営の透明性・健全性を高めるとともに、迅速且つ機動的な意思決定の確保に努めております。

(5)株主との対話

当社は、株主との建設的な対話を実現すべく、その体制整備に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】

当社は、取引関係、事業における協力関係及びリターンとリスクを踏まえた経済合理性等を総合的に勘案して、政策保有株式を保有しております。

株式の保有については、毎年、取締役会にて、その保有目的・保有に伴う便益と資本コストを対比し、設定した基準により合理性等を検証の上、保有を見直すこととしております。

また、政策保有株式の議決権行使に当たっては、投資先企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないか、その他諸般の事情を個別に精査した上で、議案への賛否を判断しております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】

当社は、当社役員、主要株主等との取引が発生する場合は、法令等の定めと社内規則の定めに従い、取締役会において確認・承認等を行っております。

また、毎年、定期的に関連当事者間取引の有無を確認し、該当があった場合には、重要なものについて開示いたします。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金として「確定拠出企業年金」と「確定給付企業年金」を併用しております。

「確定拠出企業年金」については、従業員の運用に委ねることとなるため、各自が運用状況を随時確認できるようにすると共に、運用機関・運用商品の選定や従業員に対する定期的な教育を実施しております。

「確定給付企業年金」については、「年金資産運用検討会」を設置し、受益者の利益の最大化および利益相反取引の適切な管理を行っております。

今後、アセットオーナーとして当社の企業年金を受託運用する機関に対するモニタリング機能を発揮するため、専門性を持った人材の育成及び人材の計画的な配置に努めてまいります。

【原則3-1　情報開示の充実】

(1)経営理念等、経営戦略、経営計画

当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

a．経営理念等

https://www.tobishima.co.jp/company/philosophy.html

b．中期経営計画

https://www.tobishima.co.jp/ir/lib/irlib_businessplan.html

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個人別の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、社内取締役の報酬は、役位、役職に応じて付与されるポイントを基に、社員の給与水準等を総合的に勘案し決定する月例の固定報酬としての基本報酬と業績連動型株式報酬とで構成し、社外取締役については、業績連動は相応しくないと考えるため基本報酬のみとしております。

社内取締役の基本報酬と業績連動型株式報酬の割合については、社外取締役を含む報酬・指名委員会において、同業他社の水準等を基に検討を行い、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬等の額の決定にあたり、報酬・指名委員会が答申で

示す報酬種類別の割合に従うこととしております。
取締役の報酬額は、株主総会において定められた総額の範囲内において、社外取締役を含む報酬・指名委員会（当会は代表取締役を委員長として、その他の代表取締役及び社外取締役で構成されております。）の答申を経て取締役会にて総額を決定し、個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役会から委任を受けた代表取締役社長が決定しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。
なお、以上の決定方針については、社外取締役を含む報酬・指名委員会の答申を経たうえで、2021年2月24日付取締役会（書面決議）にて決議しております。
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に際しては、報酬・指名委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
監査役の報酬については、業績連動は相応しくないと考えるため基本報酬のみとし、株主総会において定められた総額の範囲内において監査役の協議により決定しております。
取締役の基本報酬の額は、2019年6月27日開催の第76回定時株主総会において年額260百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）であります。また、当該基本報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第76回定時株主総会において、株式報酬の信託への拠出上限額を、3事業年度毎120百万円（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名であります。
監査役の基本報酬の額は、1989年6月29日開催の第46回定時株主総会において年額84百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
当社は取締役（社外取締役を除く）を対象に業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」）を導入しております。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。
本制度による当社株式等の給付額は、該当期の業績が特に反映されるものであることから、連結売上高、連結営業利益および連結親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、それらの達成度のほか、各取締役の業務執行状況、配当の状況、社員の賞与水準等を総合的に勘案し決定しております。
(4)取締役等の選任・指名・解任を行うに当たっての方針と手続
当社の経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名は、それぞれの人格と見識等を総合的に勘案して、担当する職務と責任を全うできる適任者を選任・指名しております。また、監査役候補の指名については、法務、税務・財務・会計に関する知見及び企業経営に関する多様な視点を有しているか等を総合的に検討し決定しております。なお、監査役候補の指名の決定については、予め監査役会の同意を得ております。
当社の経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名の決定については、当方針に基づき、また会社の業績等の評価を踏まえ、社外取締役を含む報酬・指名委員会の答申を経て、取締役会にて決定しております。また報酬・指名委員会においては、最高経営責任者等の後継者計画についても適宜意見交換を行っております。
(5)取締役等の個々の選任・指名についての説明
社外取締役候補者の指名理由、その他取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に経歴等を記載しております。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
当社では、取締役会規則に基づき、会社法等の法令に定める事項及びこれに準ずる重要事項については、取締役会にて決議しております。その上で、取締役会決議事項の具体的な業務執行に関する決定権限は、代表取締役社長をはじめ主たる業務執行役員で構成される経営会議に委任しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準】
当社の独立性判断基準は、本報告書の「2.1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会は、重要な意思決定、業務執行の監督をするために、性別や年齢、国籍を問わず、多くの経験と知見を有する取締役で構成される必要があると考えております。そして、社外取締役は、社内取締役では得られない分野の経験と高い見識を有している事を重視し、独立性も併せて考慮の上、選任する必要があると考えております。
取締役会の規模に関して、定款において定める取締役数は15名以内としており、意思決定の迅速性の確保や取締役会における審議の充実等の観点を踏まえて、状況に応じて決定しております。
監査役については、会社の健全性を確保する為、豊富な知見と高い倫理公正感を有し、財務、会計、法務に関する知識を有する必要があると考えております。また社外監査役については、法務、税務等の高い専門分野の見識を持つ事と独立性を重視し選任する必要があると考えております。

【補充原則4-11-2　取締役及び監査役の兼任状況】
取締役及び監査役の兼任状況については、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類、事業報告において開示しております。

【補充原則4-11-3　取締役会の実効性の分析・評価】
当社は、取締役会の運営方法と各取締役、監査役の実効性評価について、事業年度毎に自己評価等に基づく検証を実施し、結果概要の開示と併せて、取締役会の実効性向上を図ることとしております。また自己評価に使用する質問票の質問内容は、取締役会における審議の活性化、取締役・監査役の情報入手や支援体制の充実を図るために必要な事項を含めて構成しております。
2020年度につきましては、取締役、監査役による無記名アンケート調査を行い、取締役会において評価をした結果、一部改善を必要とする項目(取締役会資料の早期提供）があるものの、全体として取締役会の実効性を確保できているとの評価をしております。今後も引き続き、取締役会の実効性向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に関するトレーニングの方針】
当社は、取締役及び監査役が十分な役割と責務を果たすことができるように、社内の情報を適宜提供するほか、外部機関の講習会への参加や専門家による講義等のトレーニングの機会を提供しております。
また、社外役員に対しては、これらに加え、現場視察等の当社の事業内容を深く理解する機会を提供しております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との相互理解を深め、建設的な対話を促進するための体制を整備しております。
株主との対話（面談）は、管理部門担当の取締役が統括し、総務・経営企画部門等が緊密に連携し補助しております。決算説明会やその他IR活動は、経営企画・広報部門が担当し、個別面談以外の手段の充実を図っております。
対話を通じて把握した株主の意見・要望は、適宜、経営陣にフィードバックして問題認識を共有しております。
対話に際して、インサイダー情報の管理は、当社「内部者取引防止管理規程」に則り、重要事実の漏えいに留意しております。
開示にあたっては、金融商品取引法に定められたフェアディスクロージャー・ルールを遵守し、透明性・適時性・公平性を基本とした情報開示に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,403,300	7.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,369,700	7.12
トビシマ共栄会	932,347	4.85
飛島建設株式会社自社株投資会	401,505	2.09
山内　正義	390,000	2.03
RE FUND 107-CLIENT AC	294,290	1.53
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	281,500	1.46
宮本　雅史	257,400	1.34
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	244,500	1.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	208,900	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記【大株主の状況】は、2021年3月31日現在の株主名簿の記載に基づいて記載しております。

2. 上記の割合(%)は、自己株式(75,623株)を含めずに算出しております。

3. 2020年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2020年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
(提出者名／保有株券等の数／株券等保有割合)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社／960,200株／4.97%
日興アセットマネジメント株式会社／212,950株／1.10%

4. 2020年9月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、スパークス・アセット・マネジメント株式会社が2020年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
[提出者名／保有株券等の数／株券等保有割合]
スパークス・アセット・マネジメント株式会社／706,200株／3.66%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
相原　敬	他の会社の出身者								△			
齋木　昭隆	他の会社の出身者								○			
政井　貴子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相原　敬	○	1979年4月から2014年4月まで大阪瓦斯株式会社の理事等を務めていましたが、直近事業年度における当社との取引額は、当社連結売上高の1%未満であり、重要な取引関係ではありません。	経営者や監査役としての豊富な経験と社内取締役では得られない幅広い見識を基に当社の経営にご意見をいただき、業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。 また、東京証券取引所の「独立性基準」および当社で定めた「独立性判断基準」に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。

齋木　昭隆	○	1976年4月から2016年6月まで外務省において外務事務次官等を務め、現在は三菱商事株式会社の社外取締役ですが、直近事業年度における当社と外務省および三菱商事株式会社との取引額は、当社連結売上高の1%未満であり、重要な取引関係はありません。	外務省において要職を歴任されているほか、大手総合商社の取締役としての豊富な経験を通じて培われた幅広い知見や世界情勢などに関する高い見識を基にした、客観的かつ専門的な視点から、当社の経営への助言および業務執行に関する監督等の役割を適切に果たしていただけると考えております。 また、東京証券取引所の「独立性基準」および当社で定めた「独立性判断基準」に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。
政井　貴子	○	―――	複数の外資系銀行や国内銀行、また日本銀行において要職を歴任されており、その豊富な経験を通じて培われた幅広い知見や金融情勢などに関する高い見識を基にした、客観的かつ専門的な視点から、当社の経営への助言および業務執行に関する監督等の役割を適切に果たしていただけると考えております。 また、東京証券取引所の「独立性基準」および当社で定めた「独立性判断基準」に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	報酬･指名委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬･指名委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社の取締役･監査役候補の指名及び役員報酬については、報酬･指名委員会を設置し、その妥当性に関する客観性を確保しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より定期的に監査計画及び監査結果の報告を受け、情報･意見交換を行うなど、緊密な連携を維持しております。また、必要に応じて往査及び監査講評に立ち会うなど、会計監査の実施状況を確認しております。
さらに、監査役は、内部監査部門である経営監理室より定期的に監査計画及び監査結果の報告を受け、情報･意見交換を行うなど、緊密な連携を維持しております。また、経営監理室の実施する本社及び支店の内部監査に同行し、内部統制システムの整備･運用状況並びに業務の遂行状況について、合法性及び合理性の観点から検討･評価し、改善･合理化の助言･提案を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
名取　俊也	弁護士										△			
中西　晶	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
名取　俊也	○	1988年4月から2016年7月まで法務省において法務省大臣官房秘書課長等を務めていましたが、直近事業年度における当社と法務省との取引額は、当社連結売上高の1%未満であり、重要な取引関係ではありません。	公益の代表者たる検事として豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。また、弁護士として企業法務や企業会計に関する相当程度の知見を有しておられ、高度な専門的知識を基に、当社の監査体制強化に十分な役割を果たしていただいております。 また、東京証券取引所の「独立性基準」および当社で定めた「独立性判断基準」に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。
中西　晶	○	―――	経営学の専門家として幅広い見識と、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられます。また、情報セキュリティ分野においても高度な専門的知識を有しておられるなど、当社の監査体制強化に十分な役割を果たしていただいております。 また、東京証券取引所の「独立性基準」および当社で定めた「独立性判断基準」に該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数更新	5 名

その他独立役員に関する事項

[社外役員の独立性判断基準]
当社は、社外取締役及び社外監査役（以下併せて、「社外役員」という）又は社外役員候補者の独立性判断基準を以下のとおり定めており、当社が可能な範囲内で調査をした結果、この各項目いずれにも該当しないと判断をした場合、独立性を有しているものと判断しております。

(1)　当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者
(2)　当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
(3)　当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
(4)　当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する当社の大株主又はその業務執行者

(5) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者又はその業務執行者
(6) 当社グループから役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家
(但し、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者)
(7) 当社グループから年間1千万円を超える金銭その他の財産の寄付又は助成を受けている者。なお、これらの者が法人、組合などの団体である場合には、その当該団体に所属する者
(8) 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外役員を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人である者
(9) 上記(2)～(8)に過去3年間において該当していた者又はその配偶者、二親等以内の親族
(10) 当社グループの取締役、監査役、執行役員、部長格以上の配偶者、二親等以内の親族
(11) (1)～(10)の他、独立した社外役員としての職務を果たす事が出来ない特段の事由を有している者
(注) 1.「業務執行者」とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人並びに
過去に一度でも当社グループに所属したことがある者をいう。
2.「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の連結売上高の2%を超える支払いを当社から受けた者をいう。
3.「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における当社の連結売上高の2%を超える支払いを当社に行っている者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、役位、役職に応じて付与されるポイントを基に決定する基本報酬と、取締役へのインセンティブとして有効に機能させるため、該当期の収益等をベースとした業績達成度、配当の状況、社員の賞与水準等を総合的に勘案して変動する報酬とで構成されております。また業績連動部分については、2019年度より取締役(社外取締役を除く)を対象に業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上とそれによる企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年度に係る当社の取締役及び監査役の報酬等は、以下のとおりです。
取締役　8名　163百万円(うち株式報酬19百万円)
監査役　3名　29百万円
社外役員　6名　18百万円
(注)取締役及び監査役は、社外役員を除いております。また、退任取締役2名、退任監査役1名及び退任社外役員2名に対する報酬を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬額については、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示原則 3-1 【情報開示の充実】)(3) 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会の開催に際し、資料の事前配付及び議案の事前説明を行っており、また、重要事項については、適時、報告・説明を行う体制としております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の氏名等

氏名	役職･地位	業務内容	勤務形態･条件 (常勤･非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
伊藤　寛治	特別顧問	会社からの要請に応じて、知見･人脈･経験等に基づき助言および支援を行っております。(経営非関与)	常勤 報酬有	2019/06/27	1年更新

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

①当社には社長経験者に特別顧問を委嘱する制度がありますが、その役割は主に会社からの要請に応じて経験に基づく助言を行うことであり、経営上の判断に影響を及ぼすような権限は一切有しておりません。
②特別顧問については、社外取締役を含む報酬･指名委員会の答申を経て、取締役会にて選任することとしております。
③上記の「元代表取締役社長等である相談役･顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には代表取締役退任日を記載しております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社として、取締役による的確な意思決定及び迅速な業務執行を行う一方、適正な監督･監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート･ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。

取締役会は、原則として毎月1回、その他必要に応じて開催し、経営の基本方針や重要事項の審議･決定を行うとともに、業務執行状況の監督、経営計画の進捗状況の確認等を行い、その決定事項は執行役員会及び支店長会議において指示･伝達されております。また、当社は、意思決定･監督機能と執行機能を分離することにより、監督機能の実効性と業務執行の効率性を高めることを目的として、執行役員制度を導入しております。

経営会議は、業務執行の効率性を高めるために、代表取締役、執行役員本部長、その他執行役員等で構成され、戦略的事項及び日常的執行課題の決定並びに各部門からの経営への報告をとりまとめる機関として、原則として毎週1回、その他必要に応じて開催されております。

監査役は、取締役会、執行役員会、支店長会議及び経営会議に出席し、取締役の業務執行を監査しております。なお、監査役、経営監理室、会計監査人は、それぞれの間で定期的に連絡会を開催して情報を交換するなど連携を密にし、監査の有効性と効率性の向上に努めております。

会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しており、会社法及び金融商品取引法に基づき、公正な監査を受けております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員制度を導入し、意思決定･監督機能と執行機能を分離することにより、監督機能の実効性と業務執行の効率性を高めております。また、経営環境の変化に柔軟に対処するとともに、経営責任の明確化及びコーポレート･ガバナンスの一層強化の観点から、取締役の任期は1年としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として3週間前に発送
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権の電子投票の採用
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの採用
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類の英訳版を作成し、東京証券取引所に提出するとともに、当社ウェブサイトに掲載しております。また、議決権電子行使プラットフォームにも掲載しております。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載（発送前） 株主総会についてはビジュアル化を実施

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を実施（年1回）	あり
IR資料のホームページ掲載	社長メッセージ、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、株主総会招集通知、コーポレートレポート、Annual Report、IRニュース等を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報室で実施	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「飛島建設行動規範」の制定
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ＩＳＯ14001取得、コーポレートレポート作成

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり定め、その整備に努めております。

1　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
○当社は、創業者の「利他利己」というお客さま第一の精神のもと、あらゆる企業活動において高レベルのQualityを追求するものとし、飛島建設企業行動規範、飛島建設社員行動規範をはじめとするコンプライアンス体制に係る諸規程を役員及び使用人に周知徹底する。
○反社会的勢力との関係を遮断することを企業行動規範に規定するとともに、社内体制を整備・徹底する。
○コンプライアンス担当役員を任命し、同役員を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス推進計画を策定し、法令遵守などの企業倫理に関する取り組みを統括する。
○経営監理室は、コンプライアンス体制の整備・運用状況に関する社内監査を実施する。

2　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
○取締役会の議事録、経営会議への付議書、その他取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程の定めるところにより、適切に保存・管理する。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
○事業運営上のリスク管理については、それぞれの担当部署において各種規程及びマニュアルを制定し、それを役員及び使用人に周知徹底する。
○リスクマネジメント委員会は、全社のリスクを統括・管理する。
○リスク発生時の会社の体制及び対応については、危機対策規程にそれを定め、会社資産の保全及び事業運営上の不利益の極小化に努める。

4　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
○取締役による経営戦略立案及び経営監督機能と執行役員による執行機能を分離する。
○組織規程による組織機構・業務分掌・個別権限の策定及び状況に合わせた見直しを実施する。
○代表取締役及び執行役員本部長等を構成員とする経営会議を設置する。（日常的執行案件課題の審議・決議）
○執行役員会議及び支店長会議を設置する。（取締役会・経営会議における決議事項の指示・伝達）
○取締役会により経営計画を策定し、経営会議により同計画に基づく事業部門・支店毎の事業計画の策定、月次業績管理及び四半期ＰＤＣＡを実施する。

5　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
○当社は、当社グループ全体の業務の整合性確保と効率的な遂行を図るため、関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程を制定する。
○当社は、子会社に対して、業務執行状況等に関する定期報告を義務付けるとともに、当社企画本部グループ事業統括部が子会社の事業状況の把握及び事業運営に係るリスクの抽出を行い、改善策・管理体制構築について指導・支援する。
○当社コンプライアンス委員会が子会社の法令遵守などの企業倫理に関する取り組みを統括する。
○子会社に関する重要な意思決定については、当社経営会議で審議、決議する。
○当社経営監理室がグループ各社全体の事業活動全般に関する社内監査を実施する。

6　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の同使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
○監査役の職務を補助する組織を経営監理室とする。
○監査役は経営監理室所属の職員に監査業務に必要な事項を命ずることが出来るものとし、その職員は、監査役から命じられた事項に関して取締役の指揮命令を受けない旨を業務分掌に規定する。

7　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
○取締役、執行役員及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項及び取締役と監査役会との別途協議により定めた事項について速やかに報告する。
○子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役会に対して、全社的に重要な影響を及ぼす事項について速やかに報告する。
○当社は、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として内部通報規程を制定し、子会社を含む全ての使用人等に適用する。また、通報者保護のため、匿名性の保持及び報復行為の禁止を規定する。

8　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
○当社は、監査役の職務遂行にあたり、必要とされる手続については、当該費用を負担する。
○代表取締役と監査役会との定期的な意見交換会を設ける。

9　財務報告の信頼性を確保するための体制
○財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、経営監理室において、その有効性を継続的に評価し、必要な是正を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、企業としての社会的責任を全うするため、反社会的勢力等の関係を遮断いたします。

2　反社会的勢力排除に向けた整備状況
（社内規則等の整備状況）
当社は、企業行動規範において反社会的勢力等との関係を遮断することを規定し、危機管理規程及び反社会的勢力対応マニュアルにおいて対応方法を規定しております。

（社内体制の整備状況）

当社は、平素より社内の反社会的勢力等の対応部署を定め、不当要求防止責任者を選任し、外部専門機関や弁護士等との連携を強化しております。また、反社会的勢力に関する情報の共有を行い、社内で対応方法等の周知を図ると共に、取引先との契約等には暴力団等の排除条項を明記する等の対策を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品市場の公正性と健全性に資することを目的として、重要な会社情報をステークホルダーへ迅速、正確かつ公平に開示することを周知徹底しております。

情報取扱担当役員（管理本部長）は、重要事実等が生じた場合は本社各部および支店より報告させ、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則に照らし、「決定事実」は会社が意思決定した時点、「発生事実」は会社が発生を認識した時点で、情報取扱責任者（広報室長）を通じて速やかに開示しております。

【参考資料：模式図】

